カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2018 年 12 月

国務院関税税則委員会のアメリカ原産の自動車及び部品に対する関税の追加徴収の一時停止に関する公告（税委会公告〔2018〕10 号）

国務院関税税則委員会は、2018 年 12 月 14 日付けでアメリカ原産の自動車及び部品に対する関税の追加徴収の一時停止に関する公告を公布した。同公告によると、2019 年 1 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで、関連する 144 品目に対しては 25%の関税、67 品目に対しては 5%の関税の徴収を一時停止する。

詳細は**こちらのリンク**をご参照ください。

国務院関税税則委員会の 2019 年輸出入暫定税率などの調整案に関する通達（税委会（2018〕65）

国務院関税税則委員会は、2018 年 12 月 22 日付けで 2019 年輸出入暫定税率などの調整案に関する通達を公布した。2019 年 1 月 1 日より一部商品の輸出入関税を調整する。主な内容は下記の通りである。

輸入関税税率の調整： 2019 年 1 月 1 日より、706 品目を対象に輸入暫定税率を適用し、2019 年 7 月 1 日より 14 品目の IT 製品の輸入暫定税率を撤廃する。また、小麦などの 8 品目に対しては引き続き関税割当制度を適用し、その税率に変更はない。

輸出関税税率の調整：2019 年 1 月 1 日より、フェロクロムなどの 108 品目の輸出商品を対象に、引き続き輸出関税の徴収または輸出暫定税率を適用し、その税率に変更はない。また、94 品目の輸出暫定税率を撤廃する。

詳細は**こちらのリンク**をご参照ください。

商務部及び税関総署が貨物の自動輸入許可措置の調整に関する事項を公布（商務部　税関総署公告 2018 年第 95 号）

商務部及び税関総署は、2018 年 12 月 10 日付けで自動輸入許可措置の調整に関する公告を公布した。同公告は 2019 年 1 月 1 日より施行される。主な内容は下記の通りである。

© 2019 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. © 2019 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

一、118 の税関商品分類コードに含まれる貨物に対して適用していた自動輸入許可措置を撤廃する。該当する貨物には、蒸気タービン、自動車製品、エンジン（87 章の自動車用を除く）及びコア部品、水力タービン及びその他動力装置、化学装置、食品機械、製紙機械、紡績機械、金属製錬及び加工設備、電気設備、鉄道機関車、移動通信製品、船舶、医療設備、ゲーム機など 15 種類の貨物が含まれる。

二、税関の商品分類コード 8704210000、8704310000 に含まれる自動車製品に対して自動輸入許可管理制度を適用する。

詳細は**こちらのリンク**をご参照ください。

輸入禁止の中古機電製品目録の調整に関する事項を公布（商務部　税関総署公告 2018 年第 106 号）

商務部及び税関総署は、2018 年 12 月 26 日付けで輸入禁止の中古機電製品の目録を調整し、2019 年 1 月 1 日より施行される。更新された輸入禁止の中古機電製品目録には 70、73、76、84、85、87、90 章の一部の機電製品が含まれる。また、同公告の施行に合わせて、対外貿易経済合作部、税関総署、質検総局が 2001 年 12 月 27 日付けで公布した「輸入禁止貨物目録（第二次）」を廃止する。

詳細は**こちらのリンク**をご参照ください。

2019 年輸入許可証管理対象貨物目録を公布（商務部　税関総署公告 2018 年第 107 号）

商務部、税関総署は、「中華人民共和国対外貿易法」、「中華人民共和国貨物輸出入管理条例」、「オゾン層破壊物質管理条例」、及び「重点中古機電製品輸入管理弁法」に基づき、2018 年 12 月 26 日付けで「2019 年輸入許可証管理対象貨物目録」（以下「目録」）を公布し、2019 年 1 月 1 日より施行される。同目録には 29、38、84、85、89、90 章の一部の貨物が含まれる。また、商務部、税関総署、質検総局が 2017 年 12 月 22 日付けで公布した「2018 年輸入許可証管理対象貨物目録」は 2019 年版の目録の施行日付で廃止される。

詳細は**こちらのリンク**をご参照ください。

2019 年輸出許可証管理対象貨物目録を公布（商務部　税関総署公告 2018 年第 108 号）

商務部、税関総署は、2018 年 12 月 26 日付けで「2019 年輸出許可証管理対象貨物目録」（以下「目録」）を公布し、2019 年 1 月 1 日より施行される。また、商務部、税関総署が 2017 年 12 月 22 日付けで公布した「2018 年輸出許可証管理対象貨物目録」は 2019 年版の目録の施行日付で廃止される。新規目録の主な内容は以下の通りである。

輸出目録に記載された商品を取り扱う対外貿易経営者は、商務部または商務部から委託を受けた地方商務主管部門から「中華人民共和国輸出許可証」（以下「輸出許可証」）を申請・取得して、その許可証をもって税関で通関・検査手続きを行うことができる。

潤滑油（税関商品分類コード 27101991）、グリース（税関商品分類コード 27101992）、潤滑油ベースオイル（税関商品分類コード 27101993）の一般貿易輸出に対する国営貿易管理の一時停止を継続する。上記貨物を一般貿易の形式で輸出する対外貿易経営者は、貨物輸出契約をもって輸出許可証を申請・取得できる。

「非一批一証」制の管理貨物の輸出許可証は有効期間内で複数回使用できるが、12 回を超えてはならない。輸出許可証の使用が 12 回を超える場合、税関は通関申請の受付を停止する。

詳細は**こちらのリンク**をご参照ください。

© 2019 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. © 2019 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

「加工貿易企業の経営状況及び生産能力証明」の廃止に関する公告（商務部　税関総署公告 2018 年第 109 号）

商務部、税関総署は 2018 年 12 月 29 日付けで「加工貿易企業の経営状況及び生産能力証明」の交付廃止に関する公告を公布した。主な内容は以下の通りである。

2019 年 1 月 1 日より、これまで加工貿易企業に交付してきた「生産能力証明」を廃止する。加工貿易企業は今後、「加工貿易企業の経営状況及び生産能力情報システム」（https://ecomp.mofcom.gov.cn/）にログインして、自主的に「加工貿易企業の経営状況及び生産能力情報表」に入力して申告し、かつ申告した情報の信憑性を保証しなければならない。虚偽の情報を申告した企業は、企業の信用毀損に繋がる上、該当する法規定に従い税関での信用格付の引き下げなどの措置を講じられる。

詳細は**こちらのリンク**をご参照ください。

フェリーで海南島を離島する観光客まで離島免税政策の適用を拡大することに関する公告（財政部　税関総署　税務総局公告 2018 年第 175 号）

財政部、税関総署、税務総局は共同して 2018 年 12 月 26 日付けでフェリーで海南島を離島する観光客に離島免税政策の適用を拡大することに関する公告を公布した。同公告は 2018 年 12 月 28 日より施行される。主な内容は以下の通りである。

一、フェリーで離島する満 16 歳の観光客は、離島するフェリーのチケット及び有効な身分証明書をもって、海南離島観光客免税店及びそのインターネットショップで免税商品を購入できる。観光客は離島する際、本人のフェリーチケット、商品の購入証明、身分証明書などをもって海口秀英港、新海港にある商品ピックアップエリア（条件が整い次第、海口南港埠頭でも商品ピックアップエリアを設置する）から購入した免税商品を受け取り、離島できる。

二、同一人物が同一年度内に飛行機、鉄道、フェリーのいずれかの交通手段で離島する場合も、購入した商品の免税額を合算し、現行制度の免税限度額内で関連する政策を享受できる。

詳細は**こちらのリンク**をご参照ください。

一部商品の分類決定の公布に関する公告（税関総署公告 2018 年第 183 号）

税関総署は、2018 年 12 月 6 日付けで 2018 年商品分類決定を公布し、2019 年 1 月 1 日より施行される。同公告は、半導体ウェハテスター及びカメラなど 27 品目の商品分類決定を公布し、合成ゴムなど 3 品目の商品分類決定を廃止した。

詳細は**こちらのリンク**をご参照ください。

輸出入貨物の税関通関申告書内容及び電子申告書様式の調整に関する公告（税関総署公告 2018 年第 185 号）

税関総署は、2018 年 12 月 7 日付けで輸出入貨物の税関通関申告書内容の調整に関する公告を公布し、2018 年 12 月 9 日より施行される。主な内容は以下の通りである。

一、シングルウィンドウの申告ページにある「製品認証」欄の「製品許可証/審査承認/備案（届出）情報の編集」に、更に「照合抹消数量単位」欄を追加した。「製品許可証/審査承認/備案（届出）情報の編集」欄に「照合抹消数量」を入力した場合、併せて「照合抹消数量単位」も入力しなければならない。

二、輸出入貨物の電子税関申告書の様式を改正した。

© 2019 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. © 2019 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

通関単位の登記管理関連事項の更なる最適化に関する公告（税関総署公告 2018 年第 191 号）

税関総署は、通関単位の登記管理の最適化、登記手続きの簡素化、企業の経営コストの削減を目的として、2018 年 12 月 7 日付けで通関単位の登記管理関連事項の更なる最適化に関する公告を公布した。同公告は 2019 年 2 月 1 日より施行される。主な内容は以下の通りである。

輸出入貨物の荷受荷送人は「通関単位状況登記表」をもって自身が法規定に基づき設立した分支機構を管轄する税関で設立分支機構の登録登記を経た後、該当分支機構において輸出入貨物の荷受荷送人分支機構の備案（届出）手続きを行えるようになる。輸出入貨物の荷受荷送人及び税関で登録登記済みの分支機構は、全国範囲で輸出入通関業務を展開できる。輸出入貨物の荷受・荷送人はその分支機構の行為に対して法的責任を負わなければならない。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

転関（保税輸送）作業の全面的ペーパーレス化に関する公告（税関総署公告 2018 年第 193 号）

税関総署は、2018 年 12 月 10 日付けで転関作業の全面的ペーパーレス化に関する公告を公布した。同公告は 2019 年 1 月 1 日より施行される。主な内容は以下の通りである。

税関が書面に関連証明書類を確認する必要のある場合を除き、企業は書面による転関申告書、貨物車積載リスト、「貨物車積載登記簿」、「中国籍の国際航海船舶入出国（港）税関監督管理簿」、及び「運転手ビザ簿」を提出する必要がない。同公告は、転関貨物を輸送する箱型トラックまたはコンテナのドアに用いられる完全な商業用シール或いはスマートロックの管理を明記し、輸出入転関貨物が税関の監督管理エリアに到着した後の申告作業を規定した。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

越境 EC 小売輸出入商品の監督管理事項に関する公告（税関総署公告 2018 年第 194 号）

税関総署は、越境 EC 小売輸出入に関連する中国の法令及び政策に基づき、2018 年 12 月 10 日付けで税関監督管理作業に関する公告を公布し、2019 年 1 月 1 日より施行される。既に販売契約を締結した中国国内の越境 EC 企業は、越境 EC 小売輸入業務の展開を 2019 年 3 月 31 日まで延長できる。

同公告の監督管理範囲には、越境 EC 取引プラットフォームを通して小売輸出入商品の取引を行い、かつ税関の要求に従って取引の電子データを転送する越境 EC 企業及び消費者（バイヤー）が含まれる。同公告は、企業管理、通関管理、エリア管理、検疫、検査、物流管理、返品管理及びその他事項に対して規定した。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

税関検査作業の標準化に関する公告（税関総署公告 2018 年第 195 号）

税関総署は、税関の検査作業を標準化し、統一した法執行を保障し、被検者の合法的権益を保障するために、2018 年 12 月 12 日付けで税関検査作業の標準化に関する公告を公布した。

同公告は、税関が検査を実施する際に作成・記入する「税関検査記録」、「税関照会記録」、「税関サンプリング証明書」の作業基準を標準化した。税関が法律、行政法規、規制などに基づき、被検者に改善を求める場合は、「税関検査改善通知書」を作成・発行しなければならない。検査終了後、税関は「検査作業記録」に記入しなければならない。

© 2019 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. © 2019 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

同公告は 2019 年 1 月 1 日より施行され、「税関総署の後続検査作業の実施に関する公告」（税関総署公告〔2017〕28 号）は同時に廃止される。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

加工貿易用資材及び部品の国内販売課税に対する「自主申告及び自主納税」の推進に関する公告（税関総署公告 2018 年第 196 号）

税関総署は、2018 年 12 月 13 日付けで加工貿易用資材及び部品の国内販売課税に対する自主申告及び自主納税の推進を決定した。同公告は、2019 年 1 月 1 日より施行される。

輸出入企業が加工貿易用資材及び部品の国内販売課税の事前入力を行う際、「自主申告及び自主納税」を選択すると、「資材及び部品の初回輸入日時」を入力する必要がなくなる。事前入力システムの税額（費用）計算サービスを利用して納付する税額を計算し、システムより提示された税額を確認して、税関申告書の事前入力内容と共に税関に提出することができる。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

金関二期税関特殊監督管理区域の管理システムの更新に関する公告（税関総署公告 2018 年第 197 号）

税関総署は、2018 年 12 月 14 日付けで金関二期税関特殊監督区域の管理システム（以下「金関二期区域システム」）を更新する公告を公布した。同公告は公布日より施行される。

金関二期区域システムは保税区、輸出加工区、保税物流園区、越境工業区、保税港区、総合保税区などの特殊区域に適用される。更新後の金関二期区域システムは、特殊区域内の保税メンテナンス、委内加工（税関特殊監督区域内の企業が区域外の中国企業からの委託を受け、区域外企業より提供された入区貨物を加工した後、区域外の中国国内に輸送する業務）などの業務をサポートする。更新後の業務データ交換インターフェイス仕様は中国電子口岸ウェブサイト（www.chinaport.gov.cn）の掲示板からダウンロードできる。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

「先出区、後通関」モデルに関する公告（税関総署公告 2018 年第 198 号）

税関総署は、2018 年 12 月 14 日付けで特殊区域及び保税物流センター（B 型）（以下「センター」）における「先出区、後通関」の監督管理改革の実施に関する公告を公布した。同公告は公布日より施行される。

「先出区、後通関」モデルとは、特殊区域及びセンター内の企業が情報化システム（金関二期特殊区域管理システム、保税物流管理システム）を利用し、検査通過書をもって、先に輸出貨物を特殊区域及びセンターから出荷する手続きを行い、後に税関で通関手続きを行う作業モデルである。「先出区、後通関」モデルを適用する貨物に対し、企業は全国通関一体化措置を適用した通関手続きを行わなければならない。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

「保税混鉱」に関連する事項に関する公告（税関総署公告 2018 年第 199 号）

税関総署は、2018 年 12 月 14 日付けで「保税混鉱」業務を展開し、特殊区域の発展を促進する旨の公告を公布した。同公告は公布日より施行される。

© 2019 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. © 2019 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

「保税混鉱」とは、特殊区域内の企業が保税制度を適用して輸入された鉄鉱石に対し簡単な物理的加工及び混合処理を行い、特殊区域外または中国から再輸出する業務である。鉄鉱石は特殊区域への輸送に先立ち税関の検査及び測定を受け、中国政府が制定した強制的基準を満たした鉄鉱石だけを特殊区域に輸送できる。基準を満たさない鉄鉱石は、税関の要求に従って返送または検疫を行う必要がある。企業は税関の監督管理要求に従って情報化管理システムを構築し、電子帳簿を作成して、貨物の輸入、輸出、転関及び保管などを記録しなければならない。企業は「保税混鉱」の鉄鉱石の保管専用エリアを設置する必要があり、ほかの貨物と同一エリアで保管してはならない。

詳細は**こちらのリンク**をご参照ください。

保税メンテナンス業務の監督管理関連事項に関する公告（税関総署公告 2018 年第 203 号）

税関総署は、2018 年 12 月 14 日付けで保税メンテナンス業務の監督管理に関する公告を公布し、2019 年 1 月 1 日より施行される。主な内容は以下の通りである。

条件に合致する企業は、部品の損壊、一部機能の喪失、欠陥などがあるメンテナンス対象貨物を中国国外から国内に保税輸入して、規定に従って検査し、メンテナンスを行う場合、税関に「企業保税メンテナンス業務に関する説明」、「企業が外部と締結したメンテナンス契約」、及び「ブランド所有者または代理人によるメンテナンス業務の授権書」を提出しなければならない。

企業は保税メンテナンス業務に必要なメンテナンス用資材及び部品を保税または非保税の方式で輸入できる。保税方式で輸入する場合、企業はメンテナンス作業指示書に基づき照合抹消を行わなければならない。保税メンテナンス業務を行う企業は、保税メンテナンス専用帳簿/手帳を作成し、未メンテナンス貨物、メンテナンス済貨物、メンテナンス不能貨物などを記入する電子台帳を作成する必要がある。メンテナンス用資材及び部品を保税輸入する企業は、その保税メンテナンス専用帳簿/手帳にメンテナンス用資材及び部品の電子台帳の内容をも含まなければならない。

詳細は**こちらのリンク**をご参照ください。

ニュージーランドから輸入する農産品の 2019 年度の数量が輸入規定数量を超過したことに関する公告（税関総署公告 2018 年第 209 号）

税関総署は、2018 年 12 月 26 日付けでニュージーランドから輸入する農産品の 2019 年度の数量が輸入規定数量を超過したことに関する公告を公布した。

中国は 2009 年 1 月 1 日より、ニュージーランドから輸入する四大種類 12 税目の農産品（以下「四大種類農産品」）に対して特殊保障管理措置を実施していた。中国が 2018 年に中継貿易の形で輸入したニュージーランド産の一類農産品（税則コード：04012000、04014000、04015000）及び四類農産品（税則コード：04061000、04063000、04069000）は既に 2019 年度の輸入規定数量を上回ったため、2019 年度にニュージーランド産の一類及び四類農産品を輸入する際には、協定税率を適用できなくなる。四大種類農産品を輸入する際は、税関総署の「中華人民共和国政府とニュージーランド政府間の自由貿易協定」における輸入農産品に関する特殊保障措置実施弁法（税関総署公告 2008 年第 91 号）に基づき必要な手続きを行わなければならない。

詳細は**こちらのリンク**をご参照ください。

2018 年オーストラリア産牛肉の輸入に対して特殊保障措置を実施する公告（税関総署公告 2018 年第 210 号）

税関総署は、2018 年 12 月 27 日付けで 2018 年オーストラリア産牛肉の輸入に対して特殊保障措置を実施する旨の公告を公布した。2018 年 12 月 27 日現在、特殊保障措置管理を実施する牛肉（税則コード：02011000、02012000、02013000、02021000、02022000、02023000）の輸入申告数量は既に 172840 トンに達し、2018 年の特殊保障措

© 2019 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. © 2019 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

置の発動レベルである 170000 トンを上回った。このため、2018 年 12 月 28 日より、「協定」に基づき輸入するオーストラリア産牛肉に対し、最恵国待遇税率を適用した輸入関税を徴収する。

詳細は**こちらのリンク**をご参照ください。

各地域の税関政策の最新動向

深セン税関の入国生物研究開発用サンプルの衛生検疫監督管理措置便利化の促進に関する公告（2018 年第 18 号）

深セン税関は、税関総署の関連規定に基づき、2018 年 12 月 5 日付けで入国生物研究開発用サンプルの監督管理措置便利化の促進に関する公告を公布した。同公告は公布日より施行される。主な内容は以下の通りである。

税関は、企業または科学研究院/所などが自社の検査、研究開発及び技術革新などを目的に輸入した生物研究開発用サンプルに対し、衛生検疫の便利化を図った監督管理を実施する。生物研究開発用サンプルに対するリスク管理を行い、関連規定に基づき必要なリスクアセスメントのプロセスを簡素化する。

研究開発を行う企業が一年以内に類似する製品名及び規格のローリスク生物研究開発用サンプルを複数回輸入する場合、税関はその管理便利化のために一回のみの審査承認で、複数回の照合抹消ができるように改善する。税関は、輸入した生物研究開発用サンプルに対する検査が必要な場合、検査プロセスを最適化し、通関手続きの効率を改善する。

詳細は**こちらのリンク**をご参照ください。

深セン税関の展示品検査検疫の簡素化に関する公告（2018 年第 19 号）

深セン税関は、2018 年 12 月 5 日付けで深セン税関管轄区域の展示品検査検疫に関する公告を公布した。深センで開催される重要な国際展示会を対象に、展示品検査検疫の監督管理措置の簡素化を実施する。同公告は公布日より施行される。

同公告によると、展示品検査検疫の審査承認手続きの簡素化、展示品の監督管理モデルの革新、展示品検査モデルの最適化などの三つの面から展示品検査検疫を規制する。展示会会場の監督管理及び終了後の照合抹消作業は展示会開催地を管轄する税関が行う。

詳細は**こちらのリンク**をご参照ください。

天津税関の中国（天津）自由貿易試験区で「一区で登録、複数区で経営」モデルの実施に関する公告（2018 年第 9 号）

天津税関は、2018 年 12 月 7 日付けで、中国（天津）自由貿易試験区で「一区で登録、複数区で経営」モデルを実施する公告を公布した。同公告は公布日より施行される。

企業は、自由貿易試験区における四つの特殊区域（天津港保税区、天津保税物流園区、天津浜海新区総合保税区、天津東疆保税港区）のいずれかで登録し、税関登録番号を取得した場合、当該登録番号をもって登録した特殊区域を除く上記四特殊区域で「金関二期税関特殊監督管理区域管理システム」の帳簿を作成して、税関業務を遂行できる。また、これにより企業の経営一体化の実現にも繋がる。

詳細は**こちらのリンク**をご参照ください。

© 2019 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. © 2019 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

天津税関の中国（天津）自由貿易試験区税関特殊監督管理区域内の企業が越境 EC ネット通販保税輸入商品の保税展示業務の遂行に関する公告（2018 年第 10 号）

天津税関は、2018 年 12 月 18 日付けで中国（天津）自由貿易試験区税関特殊監督管理区域内の企業が越境 EC ネット通販保税輸入商品の保税展示業務の遂行に関する公告を公布した。主な内容は以下の通りである。

越境 EC ネット通販保税輸入商品を区域外で保税展示する（以下「保税展示」）業務は、京津冀（北京、天津、河北）エリア内で行い、保税展示会場は固定の展示会場でなければならない。

保税展示貨物は出区日から起算して 6 ヶ月以内に特殊区域内に返還しなければならない。特別な事情により期限を延長する必要のある場合、区域内企業は展示期間満了の 30 日前までに、かつ保証状の有効期間以内に管轄税関に期間の延長を申請しなければならない。管轄税関の許可を得た後に期間延長され、かつ金関二期システムにおいても延長手続きを行い、最大 3 回まで延長でき、1 回ごとの延長期間は 6 ヶ月までである。

詳細は**こちらのリンク**をご参照ください。

天津税関の税関特殊監督管理区域で「先入区、後通関」モデルの実施に関する公告（2018 年第 11 号）

天津税関は、2018 年 12 月 28 日付けで税関特殊監督管理区域で「先入区、後通関」モデルを実施する公告を公布した。同公告は公布日より施行される。主な内容は以下の通りである。

「先入区、後通関」モデルとは、税関で登録登記済の特殊区域内の企業（以下「区内企業」）が保税輸送の方式で、税関の規定に適合する貨物を口岸から特殊区域内の税関認可専用エリアに移転し、規定された期限内に税関で通関手続きを行う作業モデルである。「先入区、後通関」モデルを適用する区内企業は、税関の監督管理要求に合致するコンピューター管理システムを構築しなければならない。当該システムはデータ交換プラットフォームまたはその他コンピューターネットワークを通じて、税関が指定する認証方法で税関のネットワークに接続し、税関の監督管理要求に合致するデータを税関に転送する。

詳細は**こちらのリンク**をご参照ください。

上海税関の輸出貨物の積付計画変更及び積み残し貨物に関連する事項を明確にする公告（2018 年第 16 号）

上海税関は、2018 年 12 月 12 日付けで輸出貨物の積付計画変更及び積み残し貨物に関連する事項を明確にする公告を公布した。主な内容は以下の通りである。

積付計画変更・積み残し貨物は関連手続きを行った後、元貨物の性質及び数量と一致しなければならない。特別な事情がある場合は、税関の承認を得なければならない。積付計画変更・積み残し貨物に関連する手続きは、元輸送者の出港地を所轄する税関が行う。

同公告は 2018 年 12 月 25 日より施行される。また、同公告の施行に合わせて「上海税関の輸出貨物の積み残し及び積付計画変更に関する暫定管理弁法」（沪関公告【2003】3 号）は廃止される。

詳細は**こちらのリンク**をご参照ください。

© 2019 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. © 2019 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

お問合せ先

華北地域

Eric Zhou 周重山 （関税ナショナルリーダー）
Partner パートナー
Email: ec.zhou@kpmg.com
Tel: +86 (10) 8508 7610

Lisa Li 李 輝（日本語可）
Director ディレクター
Email: lisa.h.li@kpmg.com
Tel: +86 (10) 8508 7638

Central and Eastern China 華中・華東地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子
Partner パートナー
Email: naoko.hirasawa@kpmg.com
Tel: +86 (21) 2212 3098

Jie Xu 徐潔 （日本語可）
Partner パートナー
Email: jie.xu@kpmg.com
Tel: +86 (21) 2212 3678

Sothern China 華南地域

Vivian Chen 陳蔚 （日本語可）
Partner パートナー
Email: vivian.w.chen@kpmg.com
Tel: +86 (755) 2547 1198

© 2019 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. © 2019 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.